

(2)経験年数別、学歴別給料月額

(平成19年4月1日現在 給与改定後)

ア. 一般行政職

区分	年数	号給	金額
大学卒	経験10年(11年目)	3級20号給	258,600円
	経験15年(16年目)	3級40号給	296,000円
	経験20年(21年目)	3級60号給	327,700円
短大卒	経験10年(11年目)	3級12号給	243,400円
	経験15年(16年目)	3級32号給	281,500円
	経験20年(21年目)	3級52号給	316,100円
高校卒	経験10年(11年目)	2級20号給	220,300円
	経験15年(16年目)	3級24号給	266,200円
	経験20年(21年目)	3級44号給	303,000円

イ. 技能労務職 18歳採用の場合

区分	年数	号給	金額
清掃作業員	経験10年(11年目)	2級52号給	205,000円
	経験15年(16年目)	2級76号給	240,800円
	経験20年(21年目)	2級100号給	271,500円
給食員	経験10年(11年目)	2級48号給	199,000円
	経験15年(16年目)	2級72号給	235,200円
	経験20年(21年目)	2級96号給	266,700円

(3)職員手当

ア. 扶養手当 扶養家族を有する職員に対して支給しています。

区分	金額
配偶者	13,000円
配偶者以外の扶養親族	6,500円
配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人	11,000円
扶養親族のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合、1人につき	5,000円を加算

イ. 地域手当 全職員に対して支給しています。

支給率	計算式
5%	(給料、扶養手当、管理職手当の合計額) × 支給率

ウ. 住居手当 自ら居住するための住居を所有または賃貸している世帯主である職員に対して支給しています。

区分	要件	支給額
賃貸住宅の場合	月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃月額から12,000円を控除した額
	月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃月額から23,000円を控除した額の2分の1(上限16,000円)に11,000円を加算した額
持家の場合	持家およびこれに準ずる住宅に居住する職員	月 3,500円

エ. 通勤手当

通勤距離が1km以上で、交通用具、交通機関またはその両方を使用して通勤する職員に対して支給しています。

区分	支給額	
A) 交通機関のみを使用する職員	使用する交通機関の6ヵ月定期券(6ヵ月定期がない場合には6ヵ月の範囲内で期間が最長となる定期券)の料金を、その購入後の直近の給料日に支給(ただし、その料金を通用月数で割り戻した1ヵ月当たりの額が55,000円を超える場合には、55,000円を限度とする)	
B) 自動車・自転車等の交通用具使用者	距離	支給額
	通勤距離(片道)	月額
	1km以上 2km未満	1,000円
	2km以上 3km未満	2,100円
	3km以上 4km未満	2,900円
	4km以上 5km未満	3,700円
	5km以上 7km未満	4,500円
	7km以上 10km未満	5,800円
	10km以上 15km未満	7,300円
	15km以上 20km未満	9,900円
	20km以上 25km未満	12,500円
	25km以上 30km未満	15,100円
	30km以上 35km未満	17,700円
35km以上 40km未満	20,400円	
40km以上 45km未満	23,100円	
45km以上 50km未満	24,000円	
50km以上 55km未満	24,900円	
55km以上 60km未満	25,800円	
60km以上	26,700円	
C) AとBの併用者	Aの支給額を定期券購入ごとに、Bの支給額を毎月支給するが、Aの料金を通用期間で割り戻した1ヵ月当たりの額とBとの合計額が55,000円を超える場合には、55,000円に通用期間を乗じた額が支給額となる。	

オ. 管理職手当

リーダー以上の職にある職員に対して下記の額を支給しています。(定額制)

役職	支給額
理事	110,000円
統括・局長・園長	70,000円
リーダー・館長など	40,000円

カ. 期末勤勉手当(19年度支給実績)

支給対象	支給期	支給率
全職員	6月期	期末手当 1.4ヵ月 勤勉手当 0.725ヵ月
	12月期	期末手当 1.6ヵ月 勤勉手当 0.775ヵ月

※上記の勤勉手当の支給率は、勤務成績が標準の場合です。

※勤勉手当の支給率は、勤務成績に基づき決定しています。(6月期は0.625ヵ月から0.825ヵ月、12月期は0.675ヵ月から0.875ヵ月の範囲で増減して支給しました)

平成19年度の人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、前年度の地方公共団体の職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表します。これは、住民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。

1 職員の競争試験および選考の状況(平成19年4月1日から平成20年3月31日)

播磨町職員採用候補者試験(一般行政職)
平成19年9月16日(日)

申込者 69人(男45人、女24人)

受験者 52人(男33人、女19人)

第1次試験 教養試験、作文試験を実施

合格者 2人(男1人、女1人)

平成19年11月20日(火)

第2次試験 適性検査、個別面接(口述試験)を実施

2 職員の任免および職員数に関する状況(平成19年4月1日から平成20年3月31日)

(1)職員の採用の状況

正規職員の採用はありませんでした。

(2)職員の退職の状況(平成19年度中の退職者数)

退職事由	人数
定年退職	2人
勤奨退職	2人
普通退職	1人
死亡退職	0人
合計	5人

(3)部門別職員数(平成19年4月1日現在)

区分	部門	職員数
一般行政部門	議会	3人
	企画総務	33人
	税務	13人
	民生	22人
	衛生	20人
	労働	1人
	農林水産	2人
	商工	0人
	土木	19人
	小計	113人
	特別行政部門	教育
小計		48人
公営企業等会計等 会計部門	水道	9人
	下水道	7人
	その他	7人
	小計	23人
合計		184人

(4)級別職員数(平成19年4月1日現在) 合計184人

職務の級	職員数
7級(理事)	4人
6級(統括・局長)	14人
5級(リーダーなど)	33人
4級(主任)	37人
3級(主査)	49人
2級(主事)	13人
1級(主事)	3人
合計	153人

イ. 技能労務職給料表適用者

職務の級	職員数
2級(清掃作業員、技能員、調理員、用務員)	26人
1級(給食員、用務員)	0人
合計	26人

ウ. 教育職給料表適用者

職務の級	職員数
3級(教育指導主事など)	1人
2級(教育指導主事など)	4人
合計	5人

3 職員の給与の状況(平成19年4月1日現在 給与改定後)

(1)初任給の金額

ア. 一般行政職(新卒の場合)

区分	号給	金額
大学卒	1級29号給	178,800円
短大卒	1級21号給	161,600円
高校卒	1級13号給	149,800円

イ. 技能労務職(年齢別初任給)

職種により級が決定され、採用時の年齢によって号給が決定します。

職種	年齢	号給	金額
清掃作業員	18歳採用	2級13号給	146,700円
	22歳採用	2級29号給	172,600円
給食員	18歳採用	1級21号給	141,900円
	22歳採用	1級37号給	165,800円

7 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)職員研修 職員に対しては、事務能力の向上を目的とし、随時研修を実施しています。

- ア. 派遣研修 のべ参加人数 94人 のべ参加日数 282日
- イ. 内部研修 のべ参加人数 548人 のべ実施日数 16日

(2)勤務成績の評定 職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力および適正を公正に判断することを目的として勤務成績の評定を実施し、勤勉手当の支給に反映しています。

今年度の実施時期(対象となった期間)、対象者は以下の通りです。

- ア. 実施月 平成19年10月(平成19年4月から9月) イ. 対象者 全職員
- 平成20年4月(平成19年10月から平成20年3月)

8 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)福祉の状況

ア. 保険・年金関係

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された「兵庫県市町村職員共済組合」または「兵庫県公立学校共済組合」に加入しており、それぞれの共済組合は、長期給付事業(厚生年金、国民年金に相当するもの)、短期給付事業(健康保険、国民健康保険に相当するもの)、福祉事業(組合員および被扶養者の健康と疾病予防のための事業)を行っています。

イ. 公務災害関係(労働災害に相当するもの)

地方公務員法第45条および地方公務員災害補償法の規定により、公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合に一定の補償が行われるもので「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。

認定件数 1件

ウ. 互助会組織

職員の福祉の増進を図るため「播磨町職員互助会」および「播磨町学校厚生会」を設置し、その事業は、それぞれ「財団法人兵庫県市町村職員互助会」、「財団法人兵庫県学校厚生会」に委託して実施しています。

(ア)財団法人兵庫県市町村職員互助会

加入者：幼稚園教諭を除く全職員
掛金(職員負担分)：給料額の1,000分の5
負担金(町負担分)：給料額の1,000分の5

町の負担額は、総額で3,611,550円(1人あたり月額1,730円)、平均職員数174人でした。

主な事業内容

- ・会員またはその扶養家族などの死亡の際の弔慰金の給付
- ・会員またはその扶養家族が入院した際の入院見舞金の給付
- ・結婚祝金、出産見舞金、銀婚祝金、入学祝金などの給付
- ・会員またはその扶養家族の医療費の一部を給付
- ・施設利用の斡旋
- ・家庭用常備薬の斡旋 など

(イ)財団法人兵庫県学校厚生会

加入者：幼稚園教諭
掛金(職員負担分)：給料額の100分の1
負担金(町負担分)：掛金の100分の70

町の負担額は、総額で391,425円(1人あたり月額2,509円)、職員数13人でした。

主な事業内容

- ・会員またはその扶養家族などの死亡の際の弔慰金の給付
- ・扶養家族が入院した際の入院補助金の給付
- ・傷病手当金・育児手当金の支給
- ・出産手当金、入学祝品、退職せん別金などの給付
- ・会員またはその扶養家族の医療費の一部を給付
- ・施設利用の斡旋 など

エ. 町独自の事業

地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として次の事業を実施しています。

主な事業内容および実績

- ・職員定期健康診断
正規職員の受診人数 111人
支出総額 1,545,164円
- ・職員組合が実施するレクリエーション大会への費用助成
○ポーリング大会 支出額 159,000円
参加総人数(パート職員などを含む) 50人
○クロリティ大会 支出額 332,663円
参加総人数(パート職員などを含む) 94人
- ・団体生命保険(弔慰金支給)への加入(死亡時に50万円を支給するもの)
加入人数 187人(1人あたり年間1,550円)

(2)利益の保護の状況

ア. 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局により適当な措置をとられるべきことを要求することができます。

今年度は、措置要求はありませんでした。

イ. 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は懲戒その他意に反する不利益な処分に関し、公平委員会に対して不服の申し立てをすることができます。

今年度は、不服申立てはありませんでした。

ウ. 審議中案件の処理状況(平成18年度分)

- ①平成18年9月29日 審査請求
- 平成18年10月5日 受理
- 平成20年3月31日 棄却



キ. 特殊勤務手当 著しく危険、不快、不健康その他特殊な業務についたときに支給しています。

手当の名称	金額
1)感染症防疫作業手当	1日 500円
2)清掃作業手当	清掃作業従事者 1日 600円 へい獣処理 1日 500円
3)行旅死亡人等取扱作業手当	病人取扱 1回 1,000円 死亡人取扱 1回 2,000円

※手当の支給の状況

- a. 支給職員の多い手当 清掃作業手当(へい獣取扱)
- b. 1人当たり支給額の多い手当 清掃作業手当(清掃作業従事)
- c. 支出額の多い手当 清掃作業手当

ク. 時間外勤務手当、休日勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務したときに時間外勤務手当、休日の正規の勤務時間中に勤務したときに休日勤務手当が支給されます。

- (ア)支給対象 主任以下の職にある職員
- (イ)支給時間単価(給料月額+給料月額に係る地域手当)×12÷2,000×支給率
- (ウ)支給率
 - a 普通時間外勤務 125/100
 - b 普通深夜時間外勤務 150/100
 - c 週休時間外勤務 135/100
 - d 週休深夜時間外勤務 160/100
 - e 休日勤務 135/100

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間 職員の勤務時間は、1日8時間で週40時間です。勤務時間については下記の通りです。(勤務時間中に45分の休憩時間があります)

勤務地	勤務時間
1)本庁舎(以下に掲げる以外の勤務地を含む)	午前8時30分～午後5時15分
2)塵芥処理センター	午前7時30分～午後4時15分
3)幼稚園	午前8時20分～午後5時5分
4)小学校 用務員 給食調理員	午前9時45分～午後6時30分 午前8時20分～午後5時5分
5)中学校 用務員	午前10時15分～午後7時
6)郷土資料館(4～9月) (10～3月)	午前9時20分～午後6時5分 午前8時20分～午後5時5分

(2)その他の勤務条件

勤務条件の内容の主なものは次の通りです。

ア. 休日

- (ア)土曜日および日曜日、またはそれに相当する日
- (イ)国民の祝日に関する法律に規定される休日、またはそれに相当する日
- (ウ)年末年始の休日(12月29日から1月3日まで)

イ. 療養休暇

- (ア)公務傷病によるもの…………… 必要な期間
- (イ)結核性疾患または精神障害…………… 2年の範囲内
- (ウ)私傷病による療養休暇…………… 120日以内



5 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分 分限処分は、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

今年度は、該当する事例はありませんでした。

(2)懲戒処分 懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追及して行う処分、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

今年度は、該当する事例はありませんでした。

6 職員のサービスの状況

(1)職務専念義務の免除 職員は勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り職務に専念する義務が免除されます。

免除された主なものは次の通りです。

- ア. 人間ドック受診
- イ. 精密検査受診

